

## 特定非営利活動法人URSELF京都定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人URSELF京都（ユアセルフきょうと）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府長岡京市粟生北開16番地1に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域に暮らす高齢者、障がい者、慢性疾患を有する者及びその家族等に対し、制度にとらわれない自費リハビリテーション及び生活支援サービスを中心とした事業を行い、身体機能の回復・維持のみならず、その人の人生や生活背景（ナラティブ）に寄り添った支援を通じて、健康寿命の延伸と地域における自立した生活の実現に寄与することを目的とする。

また、療法士をはじめとする医療・介護専門職が、専門性を正當に評価され、柔軟で持続可能な働き方を選択できる社会の実現に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑥ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 自費による訪問リハビリテーション、生活期リハビリテーション及び機能訓練支援事業
- ② 外出支援、買い物支援等の生活支援サービス支援事業
- ③ ナラティブに基づく相談支援、家族支援及び継続的フォローアップ事業
- ④ 療法士等医療・介護専門職を対象とした研修、セミナー、資格講座の企画及び運営
- ⑤ NBR関連教材・出版物の企画・販売
- ⑥ 福祉用具、リハビリテーション用具の企画、開発及び普及に関する事業
- ⑦ ものづくり、工房運営、地域交流イベント等を通じた地域活性化事業
- ⑧ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法

(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以下
  - (2) 監事 1名以上3名以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、書面又は電磁的方法による表決、及び他の正会員への委任は出席とみなす。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### (事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、主たる事務所及び法人HPに掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPOポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	上田 悠太
副理事長	姫野 宏
理事	石王 海斗
監事	前田 篤

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員  
年会費 3,000円
- (2) 賛助会員  
年会費 一口 1,000円 (一口以上)

## 役員名簿

特定非営利活動法人URSELF京都

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	上田 悠太		無
副理事長	姫野 宏		無
理事	石王 海斗		無
監事	前田 篤		無

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、京都市特定非営利活動促進法施行条例第3条第2項に掲げる書面(住民票等)によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数(「報酬の有無」欄の「有」の数)の割合は、3分の1以下でなければならない(法第2条第2項第1号ロ)。

## 設立趣旨書

### 1 趣旨

わが国では急速な高齢化の進行に伴い、医療・介護・福祉の需要が年々増加しています。一方で、医療資源や人的資源には地域差が大きく、特に在宅生活を送る高齢者や障がいのある方々に対する、生活に即した支援が十分に行き届いていない現状があります。

また、医療保険・介護保険制度は一定の役割を果たしているものの、制度上の制約により、個々の生活背景や価値観に十分対応できない場面も多く、「外出支援」「生活動作への伴走支援」「本人の思いに寄り添った関わり」など、制度の枠外にある支援ニーズが顕在化しています。こうした中、リハビリテーション専門職が有する専門性を、医療機関内にとどまらず、地域や生活の場で活かす仕組みづくりが求められています。

本法人は、ナラティブ・ベースド・リハビリテーション(NBR)の考え方にに基づき、利用者一人ひとりの生活背景や思いに寄り添った自費リハビリテーションおよび生活支援事業を行います。これらの事業は、年齢・性別・障がいの有無を問わず、地域で生活する不特定多数の者を対象とし、身体機能の維持・向上のみならず、社会参加や生活の質の向上に寄与するものです。

また、専門職向けの研修事業や、地域住民との協働による活動を通じて、支援を受ける側だけでなく、支える側も含めた地域全体の福祉向上を図ります。これらの取り組みは、特定の者の利益を目的とするものではなく、地域社会全体の利益に資する公益性の高い活動であると考えています。

本法人が行う活動は、継続性・公益性・信頼性が求められるものであり、個人や任意団体の枠組みでは、責任の所在や対外的信用の面で限界があります。特に、行政機関や医療・介護関係機関、地域団体との連携、助成金・寄附金の受入れ、ボランティア活動の推進においては、法人格を有することが不可欠であると判断しました。

以上の理由から、安定的かつ継続的に事業を実施するため、特定非営利活動法人として設立することが必要であると考えました。

### 2 申請に至るまでの経過

発起人らは、理学療法士、あん摩マッサージ指圧師としてこれまで医療機関や在宅の現場において、多くの利用者支援に携わってきました。その中で、制度内サービスだけでは対応しきれない生活課題や、「もっと生活に寄り添った支援を受けたい」という声を多く耳にしてきました。

また、専門職自身も、制度に縛られた働き方の中で、地域での柔軟な支援活動を継続することが難しい現状に課題意識を抱いていました。

こうした経験を踏まえ、専門職の知識と技術を地域に還元し、自費リハビリテーションや生活支援を通じて、誰もが安心して暮らせる地域づくりに貢献したいとの思いから、本法人の設立を発起しました。

設立に向けては、発起人間での協議を重ね、活動内容、組織体制、運営方法について検討を行い、このたび特定非営利活動法人として申請するに至りました。

令和8年3月17日

特定非営利活動法人URSELF京都  
(ユアセルフきょうと)  
設立代表者  
氏名 上田 悠太

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人URSELF京都（ユアセルフきょうと）

1 事業実施の方針

本法人は、ナラティブ・ベースド・リハビリテーション（NBR）の理念に基づき、地域で生活する高齢者や障がいのある方々が、住み慣れた場所で安心して暮らし続けられるよう支援することを基本方針とする。医療・介護専門職の知識と技術を活かし、制度内サービスでは対応しきれない生活課題に対して、訪問リハビリテーション、生活支援、外出支援等を柔軟に提供する。

また、自費によるリハビリテーション事業を適切に活用し、法人の安定的な運営基盤を確保するとともに、特定非営利活動の継続と発展につなげる。

これらの事業を通じて、利用者本人のみならず、家族や地域全体にとって有益な支援を実現し、笑顔と支え合いが循環する地域社会の形成を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
自費による訪問リハビリテーション、生活期リハビリテーション及び機能訓練支援事業	医療保険・介護保険の対象外または対象となりにくい生活期の利用者を対象に、理学療法士等の専門職が自宅等を訪問し、身体機能の維持・改善、生活動作の再獲得、社会参加の促進を目的とした自費によるリハビリテーション及び機能訓練支援を実施する。	(A) 実施予定日時：法人設立日以降、随時 (B) 実施予定場所：京都市内及び近郊地域の利用者自宅 (C) 従事者の予定人数：2～3名	(D) 高齢者、障害のある方、生活期リハビリを必要とする地域住民 (E) 予定人数：延べ10名	事業費：4000千円 (人件費、交通費、活動経費等)
外出支援、買い物支援等の生活支援サービス支援事業	移動や外出に不安を抱える高齢者や障害のある方を対象に、外出・買い物・通院等の日常生活を支援し、社会的孤立の防止と生活の質の向上を図る。	(A) 実施予定日時：法人設立日以降、月2回程度 (B) 実施予定場所：京都市内及び近郊地域 (C) 従事者の予定人数：2～3名	(D) 外出支援を必要とする地域住民 (E) 予定人数：延べ8名	事業費：750千円 (人件費、交通費、活動経費等)

ナラティブに基づく相談支援、家族支援及び継続的フォローアップ事業	利用者及びその家族の語り（ナラティブ）を重視した相談支援を行い、生活課題や不安への対応、継続的なフォローアップを通じて、本人主体の生活再構築を支援する。	(A) 実施予定日時：法人設立日以降、随時 (B) 実施予定場所：利用者自宅、オンライン等 (C) 従事者の予定人数：1～2名	(D) 利用者本人及びその家族 (E) 予定人数：延べ10組	事業費：50千円 (人件費、交通費、活動経費等)
療法士等医療・介護専門職を対象とした研修、セミナー、資格講座の企画及び運営	地域医療・生活期支援に関わる療法士等を対象に、実践的な研修・セミナーを企画・運営し、専門職の資質向上と地域連携の促進を図る。	(A) 実施予定日時：年1回 (B) 実施予定場所：京都市内会場またはオンライン (C) 従事者の予定人数：2名	(D) 療法士等医療・介護専門職 (E) 予定人数：20名	事業費：50千円 (会場費、資料作成費等)
NBR関連教材・出版物の企画・販売	ナラティブ・ベースド・リハビリテーション（NBR）に関する資料、教材等を作成し、研修等で活用する。	(A) 実施予定日時：法人設立日以降、必要に応じて (B) 実施予定場所：法人事務所等 (C) 従事者の予定人数：1名	(D) 療法士等医療・介護専門職 (E) 予定人数：20名	事業費：50千円 (資料作成費等)
福祉用具、リハビリテーション用具の企画、開発及び普及に関する事業	生活期の課題に対応する福祉用具や簡易リハビリ用具の検討・試作を行い、実践的活用の可能性を検討する。	(A) 実施予定日時：法人設立日以降、随時 (B) 実施予定場所：法人事務所等 (C) 従事者の予定人数：1名	(D) 利用者及び支援者 (E) 予定人数：5名	事業費：50千円 (開発費、材料費等)
ものづくり、工房運営、地域交流イベント等を通じた地域活性化事業	リハビリやものづくり活動を通じた交流の場を創出し、地域住民の社会参加とつながりの形成を促進する。	(A) 実施予定日時：年1回 (B) 実施予定場所：京都市内 (C) 従事者の予定人数：2～3名	(D) 地域住民 (E) 予定人数：15名	事業費：50千円 (開発費、材料費等)
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	設立当初の事業年度においては、実施予定はない。			事業費：0千円

令和9年度の事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人URSELF京都

1 事業実施の方針

本法人は、設立初年度に実施したナラティブ・ベースド・リハビリテーション（NBR）に基づく訪問リハビリテーションおよび生活支援事業を基盤とし、次年度は事業の安定化と対象地域・対象者の拡大を図る。医療・介護専門職が地域で継続的に関われる体制を整備するとともに、自費リハビリテーション事業を適切に発展させることで、法人運営の安定化を目指す。

また、研修事業や地域連携活動を通じて、専門職および地域住民への理解促進を図り、地域全体における支え合いの仕組みづくりに寄与することを基本方針とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
自費による訪問リハビリテーション、生活期リハビリテーション及び機能訓練支援事業	医療保険・介護保険の対象外または対象となりにくい生活期の利用者を対象に、理学療法士等の専門職が自宅等を訪問し、身体機能の維持・改善、生活動作の再獲得、社会参加の促進を目的とした自費によるリハビリテーション及び機能訓練支援を実施する。	(A) 実施予定日時 ：令和9年4月～ 令和10年3月以 降、随時 (B) 実施予定場所 ：京都市内及び近 郊地域の利用者自 宅 (C) 従事者の予定 人数：2～5名	(D) 高齢者、 障害のある方、生 活期リハビ リを必要とす る地域住民 (E) 予定人数 ：延べ20 名	事業費：8000 千円 (人件費、交 通費、活動経 費等)
外出支援、買い物支援等の生活支援サービス支援事業	移動や外出に不安を抱える高齢者や障害のある方を対象に、外出・買い物・通院等の日常生活を支援し、社会的孤立の防止と生活の質の向上を図る。	(A) 実施予定日時 ：令和9年4月～ 令和10年3月以 降、月4回程度 (B) 実施予定場所 ：京都市内及び近 郊地域 (C) 従事者の予定 人数：2～5名	(D) 外出支援 を必要と する地域 住民 (E) 予定人数 ：延べ16 名	事業費：1500 千円 (人件費、交 通費、活動経 費等)
ナラティブに基づく相談支援、家族支援及び継続的フォローアップ事業	利用者及びその家族の語り（ナラティブ）を重視した相談支援を行い、生活課題や不安への対応、継続的なフォローアップを通じて、本人主体の生活再構築を支援する。	(A) 実施予定日時 ：令和9年4月～ 令和10年3月以 降、随時 (B) 実施予定場所 ：利用者自宅、オ ンライン等 (C) 従事者の予定 人数：2～3名	(D) 利用者本 人及びその家 族 (E) 予定人数 ：延べ20組	事業費：100 千円 (人件費、交 通費、活動経 費等)

療法士等医療・介護専門職を対象とした研修、セミナー、資格講座の企画及び運営	地域医療・生活期支援に関わる療法士等を対象に、実践的な研修・セミナーを企画・運営し、専門職の資質向上と地域連携の促進を図る。	(A) 実施予定日時：年2回 (B) 実施予定場所：京都市内会場またはオンライン (C) 従事者の予定人数：2名	(D) 療法士等医療・介護専門職 (E) 予定人数：30名	事業費：100千円 (会場費、資料作成費等)
NBR関連教材・出版物の企画・販売	ナラティブ・ベースド・リハビリテーション (NBR) に関する資料、教材等を作成し、研修等で活用する。	(A) 実施予定日時：令和9年4月～令和10年3月以降、必要に応じて (B) 実施予定場所：法人事務所等 (C) 従事者の予定人数：2名	(D) 療法士等医療・介護専門職 (E) 予定人数：30名	事業費：100千円 (資料作成費等)
福祉用具、リハビリテーション用具の企画、開発及び普及に関する事業	生活期の課題に対応する福祉用具や簡易リハビリ用具の検討・試作を行い、実践的活用の可能性を検討する。	(A) 実施予定日時：令和9年4月～令和10年3月以降、随時 (B) 実施予定場所：法人事務所等 (C) 従事者の予定人数：2名	(D) 利用者及び支援者 (E) 予定人数：10名	事業費：100千円 (開発費、材料費等)
ものづくり、工房運営、地域交流イベント等を通じた地域活性化事業	リハビリやものづくり活動を通じた交流の場を創出し、地域住民の社会参加とつながりの形成を促進する。	(A) 実施予定日時：年2回 (B) 実施予定場所：京都市内 (C) 従事者の予定人数：2～3名	(D) 地域住民 (E) 予定人数：20名	事業費：100千円 (開発費、材料費等)
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	状況に応じて検討、実施する。			事業費：0千円

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人URSELF京都

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費	30,000	0	30,000
2. 受取寄附金	50,000	0	50,000
3. 受取助成金等	500,000	0	500,000
4. 事業収益	8,000,000	0	8,000,000
5. その他収益	0	0	0
経常収益計	8,580,000	0	8,580,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 給料手当	4,400,000	0	4,400,000
人件費計	4,400,000	0	4,400,000
(2) その他経費			
旅費交通費	200,000	0	200,000
消耗品費	200,000	0	200,000
広報費	100,000	0	100,000
備品購入費	100,000	0	100,000
その他経費計	600,000	0	600,000
事業費計	5,000,000	0	5,000,000
2. 管理費			
(1) 人件費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
通信費・事務費	100,000	0	100,000
その他経費計	100,000	0	100,000
管理費計	100,000	0	100,000
経常費用計	5,100,000	0	5,100,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			0
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			0
経常外費用計			0
経理区分振替額			0
当期正味財産増減額			3,480,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			3,480,000

令和9年度 活動予算書  
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人URSELF京都  
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費	30,000	0	30,000
2. 受取寄附金	100,000	0	100,000
3. 受取助成金等	1,000,000	0	1,000,000
4. 事業収益	16,000,000	0	16,000,000
5. その他収益			
経常収益計	17,130,000	0	17,130,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 給与手当	9,000,000	0	9,000,000
人件費計	8,800,000	0	8,800,000
(2) その他経費 旅費交通費	400,000	0	400,000
消耗品費	400,000	0	400,000
広報費	200,000	0	200,000
備品購入費	200,000	0	200,000
その他経費計	1,200,000	0	1,200,000
事業費計	10,000,000	0	10,000,000
2. 管理費			
(1) 人件費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費 通信費・事務費	300,000	0	300,000
その他経費計	300,000	0	300,000
管理費計	300,000	0	300,000
経常費用計	10,300,000	0	10,300,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			0
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			0
経常外費用計			
経理区分振替額			0
当期正味財産増減額			6,830,000
前期繰越正味財産額			3,480,000
次期繰越正味財産額			10,310,000